

インターネットを介したアカデミックコンテンツ流通の促進のための 新しい法制度構築

代表研究者	井上 理穂子	国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 特任助教
共同研究者	Ralph Oman	George Washington University Law School Pravel, Hewitt, Kimball and Kreiger Professorial Lecturer in Intellectual Property and Patent Law

1 日米の著作権登録制度・著作権管理団体制度からのアカデミックコンテンツ流通促進への示唆

1-1 米国著作権登録制度と写真のコピレーション著作物の登録に関する裁判例

(1) 概要

米国著作権法制度においては、著作権は著作物の著作者（創作者）が著作物を有形の媒体に記録した時点で発生する。よって、著作権登録を行わなくても著作権は自然に発生する。しかし、著作権登録は下記の点において重要な役割を担っている（United States Copyright Office, 2008）。

- a. 米国国内で作成された著作物に関する著作権侵害訴訟を提起する場合は、その著作物が著作権登録されていることが必要である。
- b. 公表されてから5年以内に登録がなされれば、民事訴訟手続きにおいて、著作物の著作物性、登録証明書記載事項に関して“Prima-facie Proof（一応の証明）”となる。
- c. 公表されてから3ヶ月以内に登録がなされるか、又は侵害があった時から3ヶ月前までに登録がなされている場合、侵害訴訟において、著作物の権利者は、法定の損害賠償金と弁護士費用についても補償される。
- d. 海外から輸入される著作物に対して、税関においてその著作物を登録することができ、侵害著作物について輸入規制を受けることができる。

この登録は、著作権局（Copyright Office）においてなされる。著作権局は、連邦議会図書館（Library of Congress）の下に存在するが、別部局として機能をしている。主に著作権の管理業務を行うが、その他議会に対して国内または国際的な著作権政策について助言を行う役割も果たしている。著作権局長は、Register of Copyright（著作権登録者）と呼ばれる。著作権登録がなされると、その著作物に関する詳細情報が著作権局に記録される。これらの記録は著作権局において、誰でも閲覧する事ができる。また、登録情報を検索してもらい、有償で著作物の権利状況や権利関係に関する報告書を取り寄せる事もできる（United States Copyright Office 2008）。

ただし、著作権局は明白な不一致を除いて、著作権登録において登録の申請者から提出されたすべての情報を真実とみなして受け入れ、登録を行う。著作権局では、その著作物の著作物性なども含め、ある一定以上の事実認定等を行わない。よって、ある著作物に関する著作権局の記録については慎重な利用が必要であるという（マーシャル A. リーフアー 2008）。

著作権登録の手続きは、申請用紙に記入、出願に関わる登録費用、登録に関わる著作物の複製の預託の3点である。

現在は、まずオンライン上でバーコード付きの申請用紙を取得し、必要事項を記入の上プリントアウトをして、それを郵送することもできる。バーコードを付与することにより処理手続きを早めている。また、さらにオンラインでの手続きも行うことができる。預託も著作物の種類によっては現物ではなく電子的な預託でもよいものもある。

①著作物を著作した者、②一切の著作者に帰属する権利を保持する者、③著作物に関する独占的な権利のうち、ある一部の権利に関して独占的に権利を占有する者、④適法に著作者から著作権登録の申請に関する権限を与えられた者（申請の代行をする者）が、著作権登録の申請者として認められている（United States Copyright Office 2008）。

(2) Muench Photography Inc. v. Houghton Mifflin Harcourt Publishing Company and R. R. Donnelley & Sons Company (United States District Court Southern District of New York, 2010.5.4)

ここで、ニューヨーク州の裁判所で最近争われた、著作権登録に関する裁判例をまとめ、そこから見えてくる米国著作権登録制度の弱い点などを明らかにする。

a. 事件の概要

Muench Photography, Inc. (MPI) は、Houghton Mifflin Harcourt Publishing company (HMH) と Donnelly & Sons Company (Donnelly) に対して、著作権侵害訴訟を提起した。

MPI は、Marc and David Muench の著作である写真の利用許諾の管理を行っていた。HMH は、教科書販売を行う会社で、その教科書に MPI が利用許諾を行った写真が掲載されていた。Donnelly は、HMH の印刷を行っている会社である。

MPI は、HMH に対して限定された範囲での写真の利用許諾を行ったが、この利用許諾を超えて違法に HMH が写真を利用して教科書を発行しているとして、HMH に対して著作権侵害を訴えた。その著作権を侵害している著作物である教科書を印刷した Donnelly も同様に著作権侵害をしているとして Donnelly も訴えた。

ここで問題となったのは、この著作物である写真の著作権登録である。MPI は、Corbis という代理人に、電子化した著作物 (写真) の著作権登録を任せていた。これは、著作権登録のみを目的として権限を Corbis に著作権を付与する契約であった。

Corbis は、それら写真の著作物をコンピレーション (編集著作物) として著作権登録をしていた。Corbis は、著作権局の Chief of Examining である Nanette Petruzzelli からそのような著作権登録を有効とする手紙を根拠に、コンピレーションとしての複数の写真の著作物の著作権登録は有効であると主張した。この著作権登録では、Corbis 自身がそのコンピレーションの編集著作者として登録され、またその登録は個々の著作物の著作者である写真家の著作権登録まで広げられるものであるとしている。確かに、著作権局からの手紙では、著作権局は著作権登録の申請書に個々の写真家の名前を記載することを勧めはしたが、それを必要条件とはしなかった。そこで Corbis は、個々の写真家の名前は記載せずに、コンピレーションとして複数の写真について著作権登録を行った。この手続きは、雑誌や定期刊行物などの著作権登録と同様の手順である。

MPI がここで著作権侵害訴訟を提起するためには、MPI が管理する写真の著作物が適法に著作権登録されている必要がある。被告側の HMH と Donnelly は、これらの著作権登録は無効であり、そもそも MPI は著作権侵害訴訟を提起することができないとする、略式判決をニューヨーク州南部連邦地裁に求めた。

ニューヨーク州南部連邦地裁は、Corbis がコンピレーションとして著作権登録を行っていた写真の著作物に関しては、この被告側の略式判決の請求を認めた。コンピレーションの著作権登録は、Corbis のコンピレーションに対する著作権を登録しては有効であるが、個々の写真家の写真に関する著作権登録は有効ではないとした。Corbis は、コンピレーションの中の一人一人の写真家の名前の記載を行わなかったため、その著作権登録はコンピレーションの著作権登録としてしか認められなかった

b. 分析

Corbis の著作権登録の手法は、主に雑誌や定期刊行物の場合と同様に、Corbis が写真のコンピレーションの著作者となることにより、自動的にそのコンピレーションの中にある写真ひとつひとつにも著作権登録が認められるというものである。著作権登録については、37 Code Of Federal Regulation で具体的に細かく規定されているが、本事件のような複数の写真の著作物のコンピレーションについて、個々の写真についても著作権登録がなされているとみなす旨の規定はなかった。しかし、雑誌などの定期刊行物に関しては編集著作物としての登録が、個々の記事の著作者を記載しなくても個々の著作物の著作権登録となることと同様に、複数の写真をコンピレーションとして登録する手法を Corbis は行っていた。また Corbis に対して著作権局も、個々の著作者の著作物登録を認める旨の見解を示しており、かなりの多くの写真家が Corbis を通して安価で容易に著作権登録を行っていたとみられ、American Photographic Artists (APA) などは、写真家などに対してホームページ等で警鐘をならしている。

これらの著作権登録について裁判所が無効とした判決は、本判決以外に Bean v. Houghton Mifflin Harcourt Pub. Co. (アリゾナ連邦地裁)、Alaska Stock v. Houghton Mifflin (アラスカ連邦地裁) などがあり、近年コンピレーションとしての複数写真の登録を不可とする判決が多くなっている。また、著作権局の規則ではなく、「見解」レベルのオフィシャルな手紙において述べられている著作権局の意向が真っ向から

否定されているという点についても注目すべきである。この点においても、米国著作権登録制度のあいまいさが露呈しているといえる。

1-2 米国の録音物の著作権・隣接権管理団体のしくみ

-ASCAP と Sound Exchange の例-

米国では、レコードなどの録音物の公での実演（日本の著作権法では、“演奏”という）、例えばラジオ、テレビ、インターネットラジオなどの中で録音物を実演することについて、強制使用許諾規定が存在する。これにより、利用者は使用を支払うことで録音物について許諾を得ることなく利用することができるようになっていく。

音楽の録音物に関しては、実演権団体が存在し、権利者のかわりに使用料を徴収し、権利者に分配している。これらの実演権団体をひとつの手段として、音楽の録音物に関する権利者は、「潜在的に価値があるもの」とらえどころのない実演権についての治安維持を図り、許諾を与え、その他の管理を行う」（マーシャル A. リーファー 2008, p493）。権利者は、これらの実演権団体の会員になり、自己の著作物についての許諾を与えて、代理権限を実演権団体に対して付与している。

a. ASCAP

米国の作曲家、作家および出版者団体の The American Society Of Composers, Authors and Publishers (ASCAP) は、1914 年に設立され、米国の最大の実演権団体である。そのほかに、Broadcast Music, Inc. (BMI) なども存在する。これらは、いわゆる録音物の中の著作物について、その著作権者である作曲家や作詞家などを代理して著作権使用料を徴収する。

ASCAP 会員は、自分の著作物についての非演劇的（ミュージカルなどの演劇は含まない）な公の実演を許諾するための非排他的権利を与える。権利者は ASCAP 以外の管理団体にも許諾を与えることができ、また自己による管理も行うことができる。また、ASCAP は、会員の名で訴訟を提起することもできる。そして、会員は使用料については、ASCAP の著作権使用料分配方法に拘束されることとなる。このように、実演権の使用許諾の使用料を単一料金にすることにより、包括的に許諾を与えることが可能となっている。ASCAP によって徴収された使用料は、年間 1 億 25000 万ドル以上である（マーシャル A. リーファー 2008, p493）。著作権者は、どれくらいの回数にわたって自己の著作物が実演がなされたかに応じて、支払いを受けることとなるが、ASCAP ではサンプリング技術、例えばランダムにラジオ番組をテープ記録することなどにその回数を把握している。

b. Sound Exchange

ASCAP は、録音物の中の著作物の著作権者を代理する管理団体であるが、Sound Exchange は、録音物そのものの権利者、録音物の著作物を実演している実演家（どちらも日本の著作権法における著作権隣接権者）を代理している。米国著作権法において、ある一定の限られた条件のもとで、これらの権利者は、録音物に関する公の実演に対して使用料を徴収することができる。いわゆるインターネットを利用したラジオ局である Webcasting や会員制の放送などがこの範囲であり、一方、アナログのラジオ放送などは含まれない。つまり、現在もラジオで放送される録音物の実演（演奏）では、録音物の中の著作物に関する権利者には使用料が支払われているが、一方で、録音物そのものの権利者（レコード会社等）、実演を行ったアーティストに対しては使用料が支払われていない。ちなみに、アナログ放送である現在のラジオ局は、たとえ運用をデジタル技術に変換することを選択しても、使用許諾の取得は要しないという規定になっており、従来から録音物そのものの権利者、実演を行ったアーティストに対する使用料の徴収を認めてこなかった分野に関してはそのままの形で残り、新しく出現をしてきたインターネットラジオ、いわゆる Webcasting などのみに適用されているという現状がある。

Sound Exchange では、手数料等は使用料から差し引かれ、いわゆるメンバーにならなくても、申し込みフォームに記入をするだけで、使用料を受け取ることができる。ASCAP などとは異なり、サンプリングで各アーティストやレコード会社の受け取る使用料額を決めるのではなく、利用者にとっての楽曲の再生リストを提出させ、そこから計算を行う。使用料は、Copyright Royalty Board (CRB)（3 人の Copyright Royalty Judges（著作権使用料裁判官）によって構成される）によって、5 年ごとに決められている。

1-3 日本の著作権登録制度

日本の著作権法においても著作権は著作物を創作した時点で発生し、登録等の形式行為は要しない。しかし、権利の保全、あるいは権利移転等の対抗要件を付与する観点から、登録制度が設けられている（作花, p438）。ただし、不動産登記と同様に公信力がない。登録は書面による形式審査により行われ、著作権法上の

登録制度は権利変動があったときに必ずしも登録申請されるのではなく、権利変動を正確に把握することが困難な面もある。著作権に関する登録原簿への虚偽事項の登録というものは、刑法 157 条の公正証書原本不実記載罪に該当することから担保されているとも言われている。

下記に日本の著作権に関する登録制度における登録の種類について記述する。

a. 実名の登録

無名又は変名で公表された著作物著作者はその実名（本名）の登録を受けることができる。反証がない限り、登録を受けた者が当該著作物の著作者であると推定される。これにより、著作権の保護期間が公表後 50 年から実名で公表された著作物と同様に著作者の死後 50 年となる。

b. 第一発行年月日等の登録

著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができる。反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定される。

c. 創作年月日の登録

プログラムの著作物の著作者は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受ける事ができる。反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定される。

d. 著作権・著作隣接権の移転等の登録

著作権若しくは著作隣接権の譲渡等、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者又は登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受ける事ができる。権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる。

e. 出版権の設定等の登録

出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受ける事ができる。権利の変動に関して、登録することにより、第三者に対抗することができる。

1-4 日本の著作権管理制度 –JASRAC と CPRA–

日本の著作権法では、著作権者、著作隣接権者（レコード会社、実演家等）に対して、放送局・有線放送局は、市販用音楽 CD などの商業用レコードを放送・有線放送に使用した場合、2 次使用料を支払わなければならない。これらの 2 次使用料の徴収と分配について、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）や実演家著作隣接権センター（CPRA）などが権利者に代わって行っている。また、日本の場合は、音楽著作権に関しては、JASRAC が様々な 2 次使用料以外の音楽著作物の利用に関しても、権利者に代わって著作権使用料を徴収している。この著作権管理事業は、他の任意の団体も行うことが可能となり、規制が緩和されている。以下では、著作権の管理団体として JASRAC を、実演家の権利の管理団体である CPRA を紹介する。

a. 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

JASRAC は、国内の作詞者 (Author)、作曲家 (Composer)、音楽出版者 (Publisher) などの権利者から著作権の管理委託を受け、著作権者に代わってあらゆる著作物の利用に関する使用料の窓口になっている。2 次使用料に関しては、指定団体と放送事業者などとの間の協議によって定められ、徴収された使用料は一定のルールに従い配分されている。JASRAC の強みは、その登録数である。規制緩和される前は、JASRAC が唯一の管理団体であったことから、ほとんどの音楽著作物が登録されている。利用者にとっては、音楽著作物についてほぼどのような利用に関しても著作権料を支払えば認められるので簡便であること、権利者にとっては一括して委託をして、著作権料をさまざまところから徴収し分配してくれるという便利さなどが利点である。一方、一括委託契約のひな型があり、権利者が自分の著作権についてどのように許諾をするかの選択肢がほとんどなく、管理の効率と権利者の意思の実現のバランスが課題である。

b. 芸団協・実演家著作隣接権センター（Center for Performers' Rights Administration, CPRA）

演奏や実演をする実演家の権利を管理する団体である CPRA は、実演家から委託を受けて、商業用レコード二次使用料の徴収と分配、商業用レコードの貸与の許諾と使用料・報酬の徴収と分配、商業用レコード実演に係る放送用録音に関する許諾、使用料の徴収と分配、実演家に係る私的録音・録画補償金の分配、海外からの使用料の分配と海外の実演家への分配などを行っている。すべての実演家からの委託を受けているわけではなく、個人的に行っている実演家も少なくない。ただ、利用者の利便性やデジタルネットワーク社会でのコンテンツ配信を考慮すると、一括して管理されることが望ましい。また、法改正などにも実演家の立場をもって提案、批判な度を行っている。

1-5 考察

上記の日米著作権登録制度、管理制度をふまえ、アカデミックコンテンツ、特に講義映像を撮影したものを作成、流通させるためにはどのようなしくみが必要となるであろうか。講義映像は、以下の著作物を含むと考えられる。

- ・ 講義映像そのもの
- ・ 講義をする者以外の作成した著作物（論文、学術書、テレビ番組、映画、新聞、音楽 etc.）

アカデミックコンテンツの流通促進を考える場合、やはり講義映像などで頻繁に利用される可能性のある、論文、学術書などは、何らかの形で登録され、集中管理されるべきである。後述する Fair Use 規定が適用されない場合、個別の著作権制限規定である教育利用に関する規定に当てはまらない場合、引用と認められない場合などについては、他人の著作物の利用については許諾を得る必要がある。その場合、登録され、集中管理されていれば、効率的に許諾を得ることができる。テレビ番組、映画、新聞等は学術目的の著作物ではないので、アカデミックコンテンツ利用のみのために著作物を登録するという事は考えにくい。論文などの場合は、国内論文に関しては例えば CiNii（国立情報学研究所が運営する論文検索サイト）などとの連携を考えれば可能である。

また、登録されている著作物を利用する場合に発生する使用料なども、その講義映像作成の仕方、利用のされ方によっていくつかパターンを考え、ある程度包括的な使用料を定める必要がある。

さらに、後述する Fair Use 規定、日本の場合は引用の規定、個別具体的な権利制限規定などにあてはまるかあてはまらないか、その他人の著作物の利用について法的な判断が難しい場合は、講義映像を登録する際に、登録されている他の著作物の利用を何らかの形で明記すれば、のちにその著作物の権利者から著作権侵害を訴えられた場合、使用料を支払うのみで違法とならない（いわゆるセーフハーバー）などの規定を設ける必要がある。

講義映像を著作物として登録する場合に考えなければならないのは、その著作物の中に含まれているその他の著作物である。米国であれば Fair Use、日本であれば引用に当てはまる場合は許諾を得ないで他人の著作物を利用することができるが、登録された著作物の中に引用されている著作物、Fair Use 規定によって許諾なしで利用されている著作物について登録が行われないと、次に講義映像を使用する者によって、無許諾の利用がなされてしまう場合が考える。そのような講義映像の登録は、上記判例でみた複数の写真をコンピレーションとして登録するという事を行うことと同様になり、引用された個々の著作物は登録されていない状態となる可能性がある。そのあたりの登録は工夫が必要である。

日米の著作権登録制度では、少なからず登録をすることが権利者の利点となる。この点、アカデミックコンテンツ流通のためのコンテンツ登録の場合にも、上記引用のセーフハーバーをはじめ、登録をすることのメリットを増やす必要がある。デジタルネットワーク社会において、あらゆるコンテンツがネットワーク上で流通することを考えると、このような登録することによって自動的に許諾、使用料金の徴収などを行うことができる機関というもの存在が、アカデミックコンテンツ流通の促進を果たすことは疑いの余地はない。

2 米国判例における Fair Use の適用範囲と日本の権利制限規定の適用範囲との比較

- アカデミックコンテンツ流通促進に Fair Use 規定は必要か -

2-1 GAYLORD V. UNITED STATES. 595 F.3D 1364 (FED. CIR. 2010)

Gaylord は、ワシントン DC にある Korean War Memorial（朝鮮戦争記念碑、朝鮮戦争の米兵の様子を表した彫刻像）の著作者である。United States Postal Service (USPS) は、この Korean War Memorial を写真に撮り、切手にした。この写真撮影と切手作成は、Gaylord に無断で行ったものであった。Gaylord は、著作権侵害であるとしてアメリカ合衆国を訴えた。Fair Use 規定が適用されるためには、著作物をトランスフォーマティブな使用（生産的な使用）したものであるかが問題となる。これは、現作品（他人の著作物）を変形して、新たな情報、新たな美、新たな識見および理解を創造することにより、価値を付加することである。合衆国連邦巡回区控訴裁判所は、この切手のために撮影をした写真は、トランスフォーマティブな使用とはいえず、Fair Use の適用を受けるとした、下級裁判所の結論を覆した。

2-2 絵画が車体上に描かれたバスの写真を書籍上に掲載することが、当該絵画の著作権を侵害するものとはいえないと判示した事例

原告は、依頼を受けて市営バスの循環路線を走るバスの車体に絵画を描いた。一方、被告は、このバスを撮影した写真を掲載した書籍（はたらく自動車、児童本で子どもに乗り物について教える書籍）を出版した。原告は、この書籍が原告の著作権を侵害（無断複製）しているとして、損害賠償の支払いを求めて訴訟を提起した。

上記バスの車体に描かれた絵画が、著作物の無許諾利用が認められている著作権法 46 条柱書所定の「その原作品が街路、公園その他の一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されているもの」に該当した場合は、被告の利用は無断利用であっても違法ではない。また、被告による上記書籍の出版が、上記無許諾利用の例外にあたる著作権法 46 条 4 号所定の「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」に該当すると、例え 46 条の適用を受ける場合であっても、例外として無断利用が認められないこととなる。

裁判所は、「美術の著作物の原作品が、不特定多数の者が自由に見ることができるような屋外の場所に恒常的に設置された場合、仮に、当該著作物の利用に対して著作権に基づく権利主張を何らの制限なく認めることになると、一般人の行動の自由を過度に抑制することになって好ましくないこと、このような場合には、一般人による自由利用を許すのが社会的慣行に合致していること、さらに、多くは著作者の意思にも沿うと解して差し支えないこと等の点を総合考慮して、屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作物については、一般人による利用を原則的に自由としたものといえる」とした。そして、「原告作品が車体に描かれた本件バスは、市営バスとして、一般公衆に開放されている屋外の場所である公道を運行するのであるから、原告作品もまた、『一般公衆に開放されている屋外の場所』又は『一般公衆の見やすい屋外の場所』にあるというべきである」とした。そして、原告作品が車体に描かれた本件バスは、特定のイベントのために、ごく短期間のみ運行されるのではなく、他の一般の市営バスと全く同様に、継続的に運行されているのであるから、原告が、公道を定期的に運行することが予定された市営バスの車体に原告作品を描いたことは、正に、美術の著作物を『恒常的に設置した』というべきである」として、上記絵画は 46 条の適用を受けるとした。

また、上記無許諾利用が可能な場合の例外にあたる著作権法 46 条 4 号に該当するか否かについては、「著作物を利用した書籍等の体裁及び内容、著作物の利用態様、利用目的などを客観的に考慮して、『専ら』美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する例外的な場合に当たるといえるか否か検討すべきことになる」。「被告書籍には、原告作品を車体に描いた本件バスの写真が、表紙の中央に大きく、また、本文 14 頁の左上に小さく、いずれも、原告作品の特徴が感得されるような態様で掲載されているが、他方、被告書籍は、幼児向けに、写真を用いて、町を走る各種自動車を解説する目的で作られた書籍であり、…各種自動車の写真を幼児が見ることを通じて、観察力を養い、勉強の基礎になる好奇心を高めるとの幼児教育的観点から監修されていると解されること、…本件書籍を見る者は、本文で紹介されている各種自動車の一例として、本件バスが掲載されているとの印象を受けると考えられること等の事情を総合すると、原告作品が描かれた本件バスの写真を被告書籍に掲載し、これを販売することは、『専ら』美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する行為には、該当していないというべきである」として、原告の請求を棄却した。

2-3 米国 Fair Use 規定と日本の著作権制限規定

米国の Fair Use 規定は、一般に日本の個別具体的な制限規定と比べて範囲が広いといわれている。しかし、上記の事件を比較すると、必ずしもそうではないという点が見える。日本では、その利用が専らその著作物の複製物の販売を目的としない場合などは、建物だけではなく一般的な屋外の場所に恒常的に設置されているも美術作品についても、無許諾で利用することができる。上記の朝鮮戦争記念碑事件について日本著作権法をあてはめてみると、おそらく無断利用が認められ、原告の請求は棄却され、USPS は、使用料を支払う必要はないはずである。

このように、日本の著作権法の制限規定の方が細かく規定されており、事件によっては日本の著作権制限規定の適用範囲の方が広い場合もあり得る。

2-4 考察

アカデミックコンテンツ流通を促進するためには、制限規定の適用範囲が広い Fair Use 規定が必要であると一般的には考えられがちであるが、上記のように日本の制限規定の方が米国の Fair Use 規定より広い範囲に適用されると考えられる場面もある。もちろん、全体的にとらえてどちらの方が適用範囲が広いかを考え

る場合、Fair Use 規定の方が広いという可能性は高いが、両者の適用範囲というものはまったく重なるものでももちろんなく、また Fair Use 規定が日本の制限規定の適用範囲を包含するという形で存在するものでもないことが明らかとなった。

3 アカデミックコンテンツ流通を促進する新しい法制度

3-1 登録と管理

1 で記述した通り、アカデミックコンテンツ流通の促進には、現在の著作権登録制度、集中管理制度を組み合わせたような新しい仕組みを生み出す法構築と制度作りが必要であると考えられる。登録にはその権利者にとって何らかのインセンティブが必要であり、さらに統一された使用料、使用規程などの策定が重要となる。

また、著作権登録を管理する団体も必要となり、またその登録データベースの構築をいかに効率的に行うかも重要となる。これについては、既存の著作権登録制度、学術論文データベースなどを技術的に組み合わせる必要がある。もともと学術コンテンツとして作成されていないテレビ番組などについても、例えば NHK オンデマンドのように次々とオンライン配信が進められている。このようにオンライン配信が進められれば、当然その配信されるコンテンツのデータベースも構築されていく。このようなデータベースと互換性を持った登録と管理が重要となってくる。

3-2 Fair Use 規定などの著作権制限規定の限界

アカデミックコンテンツ流通を効率的に促進していくといった観点では、実は Fair Use 規定や著作権制限規定といったものは、時として障害になる可能性さえある。これは、引用である、Fair Use であるという法的論拠の線引きが明確ではなく、ケースバイケースとなってしまい、その利用が結局引用として使用しているかどうか不安であるので、コンテンツを広く流通させたくないといった、アカデミックコンテンツ作成者（権利者）の数を増やしているのである。ただ、引用や Fair Use 規定といったものは、著作権法の目的である文化の発展には欠かせないものである。よって、引用や Fair Use の規定が適用されるかどうか不明な場合などは、登録されている著作物に関する情報を何らかの形で付与することにより、万が一著作権法違反であるとされたとしても、違法性は問われず使用料のみを支払うなどのいわゆるセーフハーバーとして登録制度を構築することは、アカデミックコンテンツ流通の促進を促すと考えられる。

本報告では、特に講義映像などを撮影したアカデミックコンテンツを中心に考えたが、講義映像は他の書籍や論文などのアカデミックコンテンツを含むものであり、他のアカデミックコンテンツの流通に関わるデータベースなどとの連携もとても重要であるといえる。

【参考文献】

Alaska Stock v. Houghton Mifflin. Case No. 3:09-cv-0061-HRH (D. Alaska 2010)

Bean v. Houghton Mifflin Harcourt Pub. Co. 2010 WL 3168624 (D. Ariz. 2010)

Broadcast Music, Inc.(BMI) <http://www.bmi.com/>

GAYLORD V. UNITED STATES. 595 F.3D 1364 (FED. CIR. 2010)

「働く自動車事件」平成13年(ワ)第56号 東京地方裁判所 平成13年7月25日判決

JASRAC <http://www.jasrac.or.jp/profile/intro/index.html>

マーシャル・A・リーファー(2008),『アメリカ著作権法』, 牧野和監訳, レクシスネクシス・ジャパン発行, 株式会社雄松堂出版

Muench Photography, Inc. v. Houghton Miffling Harcourt Publishing Company and Donnelly & Sons Company. --- F.Supp.2d ----, 2010 WL 1838874 (S.D.N.Y.)

作花文雄(2002),『第2版詳解著作権法』, ぎょうせい

Sound Exchange <http://www.soundexchange.com/>

The American Society of Composers, Authors and Publishers (ASCAP) <http://www.ascap.com/>

United States Copyright Office (2008), *Copyright Basics*, 2008, <http://www.copyright.gov/circs/circ01.pdf>

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月